

柏崎市立半田小学校PTA細則

第1条 校外指導部

- 1 校外指導部会は、正副部長及び各地区正副委員長で構成する。
- 2 校外指導部会は、部長が招集し、次の仕事をする。
 - (1) 日常における校外指導の連絡・実施
 - (2) 各種団体との校外生活指導の連絡・協力
 - (3) 柏崎子供会連合会との連絡・協力
 - (4) その他
- 3 校外指導部長は、業務の事情を考慮し、2月末日までに選出する。
- 4 地区PTAは、各地区に在住する会員で構成し、正副委員長2名を選出する。
- 5 地区PTAは、委員長が招集し、次の仕事を行う。
 - (1) 社会環境の浄化整備
 - (2) 休暇中の補導、安全活動
 - (3) 児童の校外生活向上のための指導
 - (4) 交通安全に関する指導
 - (5) その他

第2条 専門部

- 1 専門部は、広報部・施設部・保健体育部に別れ、各学年の学級数と同数名を選出し、各部ごとの部会を構成する。
- 2 専門部は部長が招集し、それぞれ所属の事業を計画し、運営する。
- 3 専門部の活動内容例
 - (1) 広報部 : PTA会報発行、PTA沿革誌編集、講演会・講習会 等
 - (2) 施設部 : 校舎内外の環境整備、冬囲い作業 等
 - (3) 保健体育部 : 運動会補助、保健調査、保健だより発行、講習会 等

第3条 専門委員会

当面の間、ベルマーク委員会としての活動は行わない。

第4条 学年PTA

- 1 学年PTAは、学年ごとに学級PTAで構成される。PTA会員は、各児童の学級PTAに所属し、活動する。ただし、役員になる場合のみ、児童が2名以上いる会員は、原則として上学年から選出されるものとする。

学年で、委員長・副委員長・選考委員を1名ずつ選出し、3名のPTA学年委員会を構成する。
- 2 学年PTA総会は、必要に応じ学年委員長が招集する。
- 3 学年PTA委員会は、学年委員長が招集し、次の仕事を行う。
 - (1) 学年PTAの事業の計画及び運営に関すること。
 - (2) 学年PTAに必要な事項の決定
- 4 学年PTAの事業計画運営などについて、学年間の相互理解や連結調整を図るため、必要に応じて学年委員長連絡協議会を開催し、第6学年委員長が招集する。

第5条 半田ジュニアスポーツクラブ

- 1 児童の要望により組織されたもので、児童の健全育成とスポーツに親しむことを目的とする。
- 2 半田ジュニアスポーツクラブは、各競技部の代表で組織・構成する。
- 3 半田ジュニアスポーツクラブは、以下要件を満たす各競技部により組織・構成する。
 - (1) 団体または個人にて、全日本、新潟県又は柏崎市における競技連盟等へ登録すること
 - (2) 競技連盟等が主催又は後援する大会へ年度において一回以上出場すること
 - (3) 年度末の常任委員会において上記内容に係る報告を行うこと
- 4 半田ジュニアスポーツクラブは、代表が招集し、次の仕事を行う。
 - (1) 児童の募集及び各種大会への参加
 - (2) 活動の助成金など資金運営
 - (3) その他
- 5 各競技部の部長は保護者とする。指導者は父母を含めて広く地域から募集する。
- 6 新規競技部が組織に加わる場合、本条第3項に規定する要件を満足していること又は満足する見込みであることを部長会及び常任委員会にて承認を得る。
- 7 各競技部において本条第3項に規定する要件を満足しないことが確認された場合、当該競技部は半田ジュニアスポーツクラブから脱退する。なお、脱退にあたり承認は不要とする。
- 8 新規競技部が組織に加わる場合、翌年度から活動の助成金を支給する。

第6条 入退会

PTA入退会は、別途定める「半田小学校PTA入退会規則」により行う。

第7条 会費

PTA会費は、一世帯当たり月700円とする。

第8条 旅費規程

- 1 この規程は、半田小学校PTA旅費（以下「PTA旅費」という）をPTA用務のために、派遣依頼された会費に旅費として支払うことを目的とする。
- 2 PTA旅費は、【別表1】により支払う。ただし、別表によらない場合は、PTA正副会長が協議の上決定するものとする。
- 3 この規程の改正は、常任委員会で協議し、改正するものとする。

【別表1】

	交 通 費	備 考
市内及び刈羽村 (ただし鏡が沖中学校区は除く)	・ 500円	・ 第2ブロック研修会は支給しない。 ・ 往路、帰路の基点は、半田小学校とする。
市外 (新潟市を除く)	1 鉄道費 ・ 普通運賃 ・ 片道100km以上 特急料金支給 2 車賃 ・ バス代支給	
新潟市内	・ 高速バス運賃（実費支給）を基本とする。	

第8条 慶弔規程

- 1 この規程は、半田小学校PTA会員相互の敬弔の意を表す場合の基準を示すものとする。
- 2 慶弔は、【別表2】のとおりとする。
- 3 この規程以外の事項及び特別考慮を要する場合は、PTA正副会長が協議の上決定するものとする。
- 4 この規程の改正は、常任委員会で協議し、改正するものとする。

【別表2】

事 項	保護者	教職員	児 童	備 考
死 亡	10,000円	10,000円	10,000円	
自然災害	状況を考慮して第3項により決定する。			

第9条 付則

この細則は、昭和53年4月14日から実施する。

昭和55年4月12日改正

昭和56年4月18日改正

昭和61年4月17日改正

平成 2年4月19日一部改正

平成 7年4月15日改正

平成 8年4月17日一部改正

平成12年1月29日一部改正

平成13年4月21日一部改正

平成14年4月19日一部改正

平成15年4月 9日一部改正

平成16年4月 9日一部改正

平成17年4月 8日一部改正

平成18年3月 3日一部改正

平成18年4月10日一部改正

平成20年3月12日一部改正

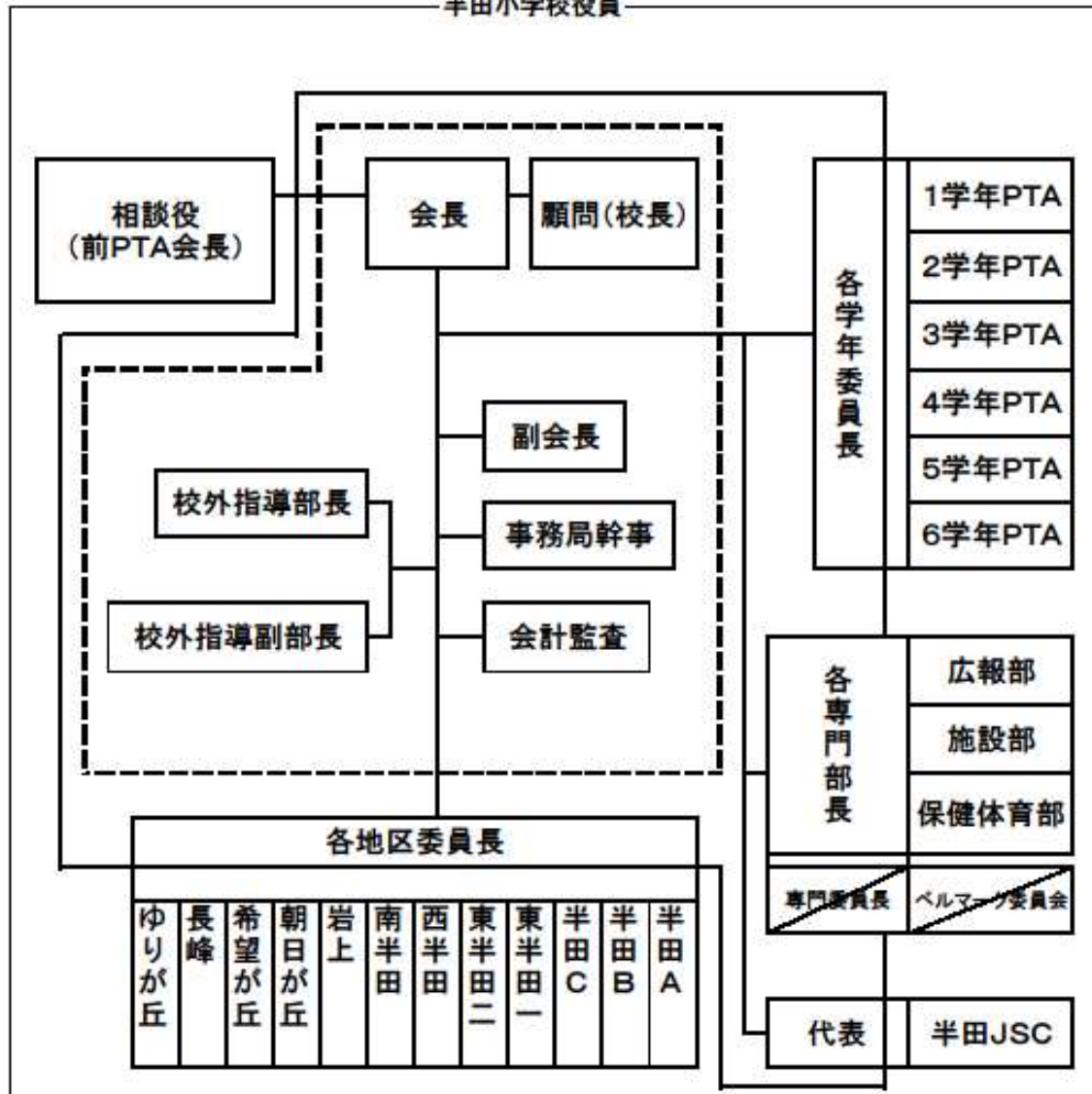
平成27年3月12日一部改正

令和 4年3月 3日一部改正

令和 7年3月 4日一部改正

<半田小学校PTA組織図>

半田小学校役員



[虚線枠]: 拡大三役会 [実線枠]: 常任委員会
 [白枠]: 半田小学校役員